

## 第 11 回教育委員会会議録

日 時	平成 28 年 9 月 26 日 開会 11 : 00～閉会 12 : 00
会 場	教育長室
出 席 者	山 田 律 子 委員長 佐々木 義 朗 委員 荒 井 由紀恵 委員 明 石 光 正 委員 宮 崎 肇 教育長
参 与	島 倉 弘 行 教育部長 澤 田 徹 教育部次長 加賀谷 隆 教育部学校指導室長 米 山 伸 哉 企画総務課長 渡 邊 誠 司 学校教育課長 森 井 茂 学校給食センター長
書 記	堀田 企画総務課総務係長
議題及び 議事の概要	別紙のとおり

## 議題及び会議の概要

委員長	<p>ただ今から、平成 28 年第 11 回教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>本日の議題中、議案第 1 号教育委員会職員の任命については、個人情報が含まれるため秘密会とします。</p> <p>秘密会の件についてよろしいでしょうか。</p>
委員	一同了承
委員長	会議録の承認をお願いいたします。
総務係長	<p>前回、9 月 15 日に開催されました第 10 回教育委員会会議は、議案が 1 件、議案第 1 号平成 28 年千歳市議会第 3 回定例会教育行政報告については原案のとおりご決定いただいております。また、報告が 1 件、報告第 1 号平成 28 年度補正予算について報告済みであります。</p>
委員長	会議録承認の件よろしいですか。
委員	一同了承
委員長	教育長から報告をお願いいたします。
教育長	本日は特にございませぬ。
委員長	それでは、議案第 1 号教育委員会職員の任命について説明をお願いします。
委員	一同了承（秘密会：原案可決）
委員長	次に、議案第 2 号平成 28 年度全国学力・学習状況調査結果の公表方法について説明をお願いいたします。
学校教育課長	<p>議案第 2 号平成 28 年度全国学力・学習状況調査結果の公表方法についてご説明申し上げます。</p> <p>提案理由であります、平成 28 年度全国学力・学習状況調査結果の平均正答率等の公表方法及び北海道教育委員会が作成する北海道版結果報告書への掲載について同意するため、本案を提出するものであります。</p> <p>全国学力・学習状況調査につきましては、平成 26 年度に国の実施要領が改正されまして、都道府県教育委員会は市町村教育委員会の同意を得た場合は市町村名または学校名を公表することができる。市町村などは市の調査結果の正答率等の数値の公表及び市内小中学校に調査結果を公表するように</p>

指示することができる。学校は自校の結果をそれぞれの判断で公表することができる等が改正内容です。これ以降、国の実施要領の変更はございません。

調査の目的、公表に当たっての配慮すべき事項については、昨年度からの変更はありません。変更箇所は、学校毎の公表及び各学校への公表指示でありまして、昨年度は、保護者や地域に対する説明責任の観点から、調査結果についてレーダーチャートの活用などわかりやすく工夫し、学校だよりやホームページでの公表を求めることとしておりましたが、本年度は、各学校が自校の結果をより分かり易い形で保護者に説明するため、各学校の共通項目として、各教科の領域別正答率をレーダーチャートの活用にて公表すること、正答率の高い問題や低い問題を具体的に挙げて分析・状況を説明する中で無回答率についても記述すること、正答数分布グラフを用いて自校における上位・中位・下位層の状況について記述すること、今後の指導方針を説明すること、以上4項目を公表することを指示したうえで、さらに各学校が工夫した内容を、保護者や地域に対し、より分かり易い形で公表することを求めています。

市全体の数値公表につきましても変更はありませんで、平成28年度も昨年度と同様に平均正答率や平均正答数などの調査結果を分析結果と併せて公表することとしております。公表のイメージについては別紙の資料をご参照願います。今年度の分析結果については学校指導課について分析している最中ですので改めて教育委員会会議にご報告したいと考えております。

この点について学校指導室長から補足説明を申し上げます。

学校指導室での当市の分析状況についてご説明いたします。

8月17日に当教育委員会、18日に各学校に文部科学省から今年度の全国学力学習状況調査結果データが送付されました。ですが、その直後に文部科学省での質問紙の集計に不備があったことが明らかになりまして、当初8月25日に予定していた公表については見合わせるようにとのこととなりました。修正されたデータが当教育委員会にとどいたのが9月20日であり、その翌日には各学校にも届いております。修正された内容は中学校のごく一部であったため、これを待たずに市教委ならびに各学校では分析作業を進めていたところでありました。公表については9月29日17時をもって公表するとの指示がきておりますので正式な公表についてはそれ以降ということになります。

学校指導室としましては、データに修正のない学力に関わった部分は分析を進めております。20日に届いた質問紙についても急いで分析を進めており、大部分がまとまったところでありました。報告書案が完成次第、教育委員会会議の場でご説明させていただきたいと考えております。私からは以上で

学校指導室長

<p>学校教育課長</p>	<p>あります。</p> <p>北海道教育委員会が作成する北海道版結果報告書に千歳市の調査結果を掲載することについてであります。昨年度と同様に同意したいと考えており、理由につきましては、地域や保護者への説明責任を果たすこととなること、個人や学校を特定することはできないことであります。北海道版結果報告書のイメージにつきましては別紙資料をご参照願います。</p> <p>結果公表のスケジュールについてであります。9月30日までに道教委に同意についての回答を行い、その後、10月の校長会及び教頭会へ報告したいと考えております。11月に道教委が数値、分析結果、改善方策を含めた公表を予定しており、ほぼ同じ時期に市教委から数値及び分析結果の概要版を公表し、来年2月には学力向上検討委員会の提言などを踏まえた内容を公表する予定となっております。</p> <p>ただ今、ご説明いたしました千歳市の公表方法と道教委が作成する北海道結果報告書に千歳市の調査結果を掲載することに同意することについて、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>ご質問などございませんか。千歳市の公表と道教委への同意についてご説明いただきましたがよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>一同了承（原案可決）</p>
<p>委員長</p>	<p>次に、報告第1号学校給食センター整備に係る基本調査の中間報告について説明をお願いします。</p>
<p>学校給食センター長</p>	<p>報告第1号学校給食センター整備に係る基本調査の中間報告についてご報告いたします。</p> <p>新学校給食センターの整備につきましては、昨年度から先進地視察を実施し、今年度は、どのような整備方法が適切であるかを調査検討するため、専門知識を有する民間業者に基本調査業務を委託しております。本日は、初めに、千歳市学校給食センターの現状と課題をご説明させていただき、その後基本調査業務の経緯と目的、基本調査業務の内容、基本調査業務の中間報告、今後のスケジュールについてご報告させていただきます。</p> <p>はじめに、千歳市学校給食センターの現状と課題であります。千歳市学校給食センターは、平成5年の供用開始から23年が経過し、各調理機器については、可能な限り修理や入れ替えを行っているものの、焼き物機であるロースターは、文部科学省が定めた学校給食衛生管理基準を満たす献立調理ができなく、使用できない状態になっております。また、施設の狭隘化によ</p>

り、新たな設備を増設するスペースがなく、加熱調理後、速やかに冷却する機器が設置されていないため、低温の温度管理を要する和え物やサラダなどの冷たい物の提供ができないなど、提供可能な献立が限定されている状況であります。調理場は、供用開始後の平成9年に文部科学省から示された学校給食衛生管理の基準に対し、汚染作業区域と非汚染作業区域が明確に区分されない1つの空間に混在するなど、一部適合していない状況であります。また、近年増加傾向にある食物アレルギーへの対応についても、現施設に新たなスペースを確保することが困難であるため、食物アレルギー対応食の提供ができない状況であります。学校給食法が平成21年に改正され、学校給食衛生管理基準が法律上明確に位置づけられ、汚染作業区域と非汚染作業区域を明確に部屋単位で区分すること、食品を取り扱う作業区域内の温度を25度以下に管理すること、外部からの汚染を受けない構造の検収室を設けること、加熱調理後冷却する必要のある食品については、冷却機を設置し調理後すみやかに冷却すること、調理後の食品について2時間以内に喫食できるようにすること、などが法的に求められるようになりました。

次に、基本調査業務の経緯と目的であります。現施設の抱える課題を解消し、学校給食衛生管理基準に適合した施設とするためには、新たな施設を整備する必要があります。どのような整備方法が適切であるかを調査検討するため、平成28年6月より専門知識を有する民間業者に千歳市学校給食センター整備に係る基本調査業務を委託することとなりました。本調査では、現施設が抱える課題を把握し、学校給食衛生管理基準及び食物アレルギー対応を考慮した施設として、新たな学校給食センターを整備するための前提条件を整理するとともに、今後の基本構想等の策定に向けた基本調査を行うものとして実施しております。

次に、基本調査業務の中間報告であります。現在の学校給食センターの現状と課題であります。委託業者による現地踏査を7月8日に実施しており、結果の概要と調査により示された具体的な現施設の課題を記載しております。課題は15項目ありますが、学校給食衛生管理基準に適合していない内容を、主な課題としてご説明させていただきます。まず、調理機器の課題として、和え物やサラダ、生くだ物の調理スペースと、調理後10度以下に冷却する真空冷却機等の調理機器が設置されていないため、和え物等の提供ができない状況であります。

次に、焼き物機であるロースターに火力調整を行う機能がなく、焼き加減は機械の中を通過するコンベアのスピード調整で行うため、中心部を85度で1分間以上加熱させなければならないとする学校給食衛生管理基準に沿った焼き方を行った場合、食材の周囲が黒焦げになり、提供できない状況です。このため、ロースターは使用せず、焼き物は基本的に加工品を提供している状態であります。次に、下処理ラインの不足から、1日に複数回に分けて食

材の下処理及び調理を行っているほか、フライヤーは1時間に約3,000食しか調理できないことから、小学校約6,000食の揚げ物の調理には2時間近くかかることがあるため、炒め物や揚げ物の一部は、喫食までの時間が2時間を超えています。喫食までの時間が長く、一部の温かい食品の温度を65度以上に保つことができない状況であります。次に、諸室構成の課題として、汚染度の高い肉・魚類と野菜類などを1つの同じ検収室で検収していること。また、検収室の前室である荷受室がなく、検収室が外部からの汚染を受けやすい構造となっております。次に、調理場全体が1つの部屋となっており、汚染作業区域、非汚染作業区域が混在しているため、食材の交差汚染リスクが高くなっております。次に、食品を取り扱う場所は、内部の温度を25度以下に管理する必要がありますが、夏季に25度を超える日があり、適正な温度管理ができておりません。次に、配送前室と洗浄室の間仕切り壁がシャッター仕様で、かつ、日常は解放状態で一体となっているため、前室として機能していない状態であり、外部からの異物混入が懸念されております。次に、食器洗浄機・コンテナ洗浄機が、汚染作業区域・非汚染作業区域の間仕切りがない1つの部屋に設置されており、洗浄水の非汚染作業区域への飛散による汚染等が懸念されております。次に、コンテナ消毒乾燥機が設置されていないため、洗浄後のコンテナ消毒ができない状況であります。以上が、現施設の主な課題であります。

次に、新学校給食センター整備における前提条件であります。整備に必要な周辺環境といたしましては、各配送車両による周辺地域への騒音・振動等の問題、また、給食調理における大量の水道・燃料の使用、排水・排気・臭気発生の問題から、立地条件といたしましては、十分な能力・容量のインフラが整備され、交通の利便性のよい、準工業地域、工業地域、工業専用地域に限定されることから、既存の工業団地等が適しております。施設整備につきましては、先ほどご説明いたしました各課題を解決することができる設備を備えた施設にすることが必要とされております。

次に、新学校給食センターの整備計画の検討であります。必要な施設規模の概略検討として、新たな学校給食センターに必要な調理能力を、千歳市人口ビジョン・総合戦略及び千歳市住民基本台帳を引用し、児童生徒の将来展望を推計しております。新学校給食センターに必要な調理能力としては、今後推測される最大の児童生徒数8,200人に、教職員等、約500人を加えた人数8,700人に対応可能な食数とする必要があることから、小学校6,000食、中学校3,000食の合計9,000食を調理できる施設を整備することが適正と推測しております。

次に、整備する施設の概略検討として、学校給食衛生管理基準における各諸室の区域ですが、説明は省略させていただきます。

次に、新学校給食センターの整備方式と現施設の増改築・新築整備の比較

検討であります。整備方式と現施設の増改築・新築整備の比較を記載しております。整備方式としては、事故等の発生リスク及び調理機器の効率化を考慮し、小学校 6,000 食と中学校 3,000 食を 1 つの建物の同じエリアで調理する場合と、1 つの建物の中で小学校と中学校を別のエリアで調理する場合と、小学校と中学校を別々の建物で調理する場合の 3 つの方式が考えられます。小中同一エリアでの調理方式は、調理機器の効率化が図られ、床面積と概算費用は、3 つの方式の中で最小となりますが、食材を取り違えたり、想定外の食材が他のメニューに入るなど、食材の交差汚染リスクが一番高くなるほか、異物混入等の事故があった場合のリスクも高くなります。小中分離エリアでの調理方式は、食材の交差汚染リスクがなく、異物混入等の事故があった場合のリスクも分散され、小中別棟での調理方式よりも小さい建物面積で同等のリスク分散が図れますが、調理機器の効率化は図れません。小中別棟での調理方式は、別棟のため食材の交差汚染リスクがなく、異物混入等のリスクも事故発生の建物のみにとどまりますが、調理機器の効率化は図れなく、建物が 2 棟になることから、2 棟を合わせた床面積と概算費用は 3 つの方式の中で最大となります。

次に、現施設の増改築及び新築整備プランの検討であります。現施設の敷地及び建物の活用についての可能性を検討し、整備の概要と課題について比較しております。現施設の増改築プランとしては、現在の施設を増改築して 9,000 食の調理場を整備する場合と、現在の施設を改修して中学校の食数に対応する 3,000 食の調理場として整備し、不足する小学校の食数に対応する 6,000 食の調理場を新築整備する場合が考えられ、このほかに、新たな敷地に 9,000 食の調理場を新築整備する場合の 3 つのプランが考えられます。既存施設を増改築して 9,000 食を整備する場合は、増築部分を 2 階建てにすることで可能となり、既存施設と敷地の活用は図られますが、建物は、食材の交差汚染リスク等が一番高いとされる、小中同一エリア方式の建物に限定され、平面プランを策定する際に支障が出たり、既存の排水処理施設を解体撤去し新築移設するなどの課題があります。また、工事期間中、小中ともに給食が停止となり、給食停止期間は約 14 か月間を推測しております。現在の施設を改修して中学校調理場として整備し、不足する小学校の調理場を新築整備する場合は、既存施設と敷地の活用は図られますが、炊飯設備を導入する場合は、改修した中学校用施設では建物面積が小さく設置することができず、小学校用の新築施設に整備することになるなどの課題があります。また、既存建物に隣接する新築用地の取得が必要で、建物が 2 棟になることから、床面積は 3 つのプランの中で最大となり、既存建物の工事期間中、中学校は給食が停止となり、給食停止期間は約 9 か月間を推測しております。新たな敷地に 9,000 食の調理場を新築整備する場合は、敷地・建物に制約がなく、説明した全ての方式が整備可能です。新築用地の取得が必要で、既存建

	<p>物や敷地の活用は図れませんが、小学校・中学校ともに給食を1日も停止することなく整備する事ができるとされております。</p> <p>次に、新学校給食センターの食物アレルギー対応の検討ですが、食物アレルギーの対応内容につきましては、中間報告として、他市町村の対応方法、当市の状況、検討に向けた課題を整理し記載しておりますが、対応別に必要となる施設規模・設備機器・整備概算費用等の具体的な内容は最終調査報告書の中で行いますので、説明は省略させていただき、今後も継続して検討を進めることとしております。</p> <p>中間報告以降のスケジュールにつきましては、今後のスケジュールに記載しておりますのでご覧ください。以上が、現在実施しております基本調査業務の中間報告になります。</p> <p>今後は、基本調査業務の最終報告を基に、内部の調査検討を進めるとともに、外部検討委員会である千歳市新学校給食センター整備検討委員会による検討を行い、平成29年度中に、新学校給食センター整備に関する基本構想を策定する予定で、具体的なスケジュール及び整備検討委員会の設置内容については記載のとおりであります。</p> <p>以上で、学校給食センター整備に係る基本調査の中間報告について、報告を終了いたします。</p>
委員長	<p>ご意見やご質問などございますか。</p>
学校給食センター長	<p>学校給食センター整備に係る外部検討委員会の設置について補足説明いたします。</p> <p>検討項目としましては、新たな学校給食センターにおける献立調理の考え方と必要な設備について、新たな学校給食センターにおける食物アレルギー対応と必要な設備について、新たな学校給食センターにおける必要な作業区域の考え方と付帯施設についてを検討する予定としております。委員の任期につきましては、平成28年10月から平成30年9月までの2年間、人数は10名を予定しており、内訳は、小学校及び中学校の教員が4名、小学校児童及び中学校生徒の保護者が4名、知識経験を有する者2名を予定しております。</p>
委員長	<p>平成30年2月までに外部検討委員会で検討を行うとのことですが、委員からご質問やご意見などございませんか。</p> <p>建物の建設について3つのパターンが示されましたが、それぞれの費用についてはいかがでしょうか。</p>
学校給食センター長	<p>費用については、最終報告に向けて作業を進めているところでありまして現時点でははっきりしていません。</p>



佐々木委員	アレルギー対応については、どこまで対応するとお考えですか。
教育長	どこまできめ細かく対応するかによるのですが、これまでに視察を行ったところでは全ての施設において一定程度の対応をしております。
教育部長	アレルギーは児童生徒の健康に関することですので、医師の判断に基づいて対応して行くことが必要であり、好き嫌いなどの嗜好に対する対応とは別のものであります。
教育長	アレルギーが最も多いのが卵と乳であり、最低限これらについては対応が必要であると考えております。 これまでアレルギーについては自己申告が大部分でありましたが、文部科学省からは、医師の診断を含めた学校給食管理指導表の提出を保護者に求めることを徹底するよういわれております。当市においても取組を進めているのですが、今後、新しい施設が稼働する間までに保護者の理解をしっかりと得て、取組を加速させていきたいと考えております。
荒井委員	現状では、それぞれの判断で食べられないものを判断しているという状況ですか。
教育長	現施設ではアレルギー対応がかないませんので、給食だよりを通じて保護者に判断いただいているという状況です。 また、例えば、牛乳を飲めない場合はお茶を出すといったことで対応しております。 アレルギー対応については、全体のコスト面を含め、先ず実態をしっかりと把握したうえで、検討委員会での議論を踏まえて検討していくこととしたいと考えております。
委員長	その他よろしいでしょうか。
委員	一同了承（報告済）
委員長	これを持ちまして本日の会議を終了します。 ありがとうございました。